

## 陸上自衛隊航空機からの帽子飛散について

令和2年6月5日付広資料第54号でお知らせしたこのことについて、陸上自衛隊立川駐屯地から、立川飛行場周辺自治体連絡会幹事市（立川市）を通じて、下記のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

### 記

○ 駐屯地所属航空機からの帽子飛散事案に伴う原因調査結果及び再発防止策について

(1) 情報提供日

令和2年7月9日（木）

(2) 事案の概要

令和2年6月3日（水）午後3時25分頃、立川駐屯地所属の多用途ヘリコプターUH-1Jが神奈川県相模原市上空を飛行中、開放していた窓から戦闘帽（重さ約80グラム）を落下させたもの。発生後、関係自治体に通報、上級部隊に報告するとともに、飛散した戦闘帽の捜索を行ったが、発見には至っておりません。

(3) 本事案に伴う被害等

令和2年7月9日（木）現在、被害発生に関する情報はありません。

(4) 事案発生後の経緯

事案発生部隊による調査を行い、部隊として令和2年6月23日（火）に原因及び再発防止策を案出。令和2年7月2日（木）に自衛隊内での報告を終了したことから、本日立川市への説明に至ったものです。

(5) 発生原因

機体後部の搭乗者が、航空ヘルメット装着のために脱帽した戦闘帽を飛散防止処置が不十分なまま携行し、開放状態の窓に接近したことから風圧により機外に吸い出されたものです。

(6) 対 策

- 航空機への搭乗に当たり、機長により搭乗者の服装・携行品の確認を行うとともに、飛散の可能性がある物はかばんなどに収納させます。
- 過去の同種事案、教訓に関する教育を行い、関係隊員の物件落下防止に関する知識を向上させます。